学校法人奈良学園　事務職員（総合職）《法人本部総務課》募集要項

採用職位	事務職員（総合職）
採用年月日	令和9年4月1日
雇用期間	雇用期間の定めなし
募集人員	1名
勤務地	法人本部事務局（奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1） ※ 将来的に勤務地の変更〔奈良県内3キャンパス（奈良市、大和郡山市、大和高田市)〕を伴う人事異動を実施する可能性があります。
職務内容	法人本部事務局総務課において以下の業務を担当 1. 法人本部及び学園全般に関する事務、式典等諸行事に関する業務、寄附行為、就業規則その他の法人の規則等の制定及び改廃に関する業務、理事会、評議員会その他の法人の会議に関する業務など。 2. 法令にもとづく届出、報告書作成、各種調査対応業務 3. その他、所属長が指示する法人本部事務局分掌の諸業務 ※ 将来的に人事異動の実施により雇入れ直後の職務内容から変更する可能性があります。
本俸 諸手当	本　俸：本学園の規定により決定 諸手当：規定にもとづき支給
賞与	年2回〔年間4.25か月（6月-2.05か月、12月-2.2か月）・令和7年度実績〕 ※ 賞与支給率は、諸情勢により変動することがあります。 また、採用初年度の夏季賞与は4月入職により減率計算となります。
社会保険	私学共済（健康保険・年金）：加入 雇用保険、労災保険：加入
勤務時間	月～金：8時30分～17時00分（休憩1時間） 土　：8時30分～13時00分（休憩なし） ※ 土曜日は原則として勤務を免除する日となります。
休日	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 3. 年末年始 4. 創立記念日 5. その他所属長が特に指定する日 ※ 業務の都合により休日を他日に振替える場合があります。 上述以外に春休み2日、夏休み13日取得可能です。
応募資格	1. 本学園の教育理念を理解し、他の教職員と協働して業務を円滑に行うことができる方 2. 学園の業務を安定的に継続するために必要となる専門的な知識・技能をもつ方 3. 将来、学園事務局でリーダー的存在になろうと考える方 4. 学校法人等における総務事務の実務経験があれば望ましい。 5. 学歴、大学卒業以上の方
応募書類	1. 履歴書〔厚生労働省履歴書様式、写真貼付、E-mailｱﾄﾞﾚｽ及び『総合職・法人総務応募』と明記〕 2. 職務経歴書 3. 最終学校成績証明書 4. 最終学校卒業証書（写）又は卒業証明書 5. 志望理由書（A4用紙1枚・800字程度） 6.「英語能力に関する証明書」があればその写し 7. 業務に関連する資格を有している場合その写し 8. その他書類（以下の要件に該当する場合は、必ず作成し提出してください。） ① 刑事罰（道路交通法違反のうち、交通反則通告制度の適用を受けるものを除く）や懲戒処分等（ハラスメント、研究費不正等）を受けた場合には、その詳細を別紙（任意様式）に記載してください。 ② 過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を別紙（任意様式）に記載してください。 ③特定性犯罪前科がある場合、特定性犯罪に関する記録（別紙をご確認ください）
応募方法	応募書類を下記応募書類送付先へ送付 ※ 提出された個人情報は、採用以外の目的に使用することはありません。 ※ 応募書類は返却いたしません。選考試験終了後本学園が責任をもって処理します。
応募締切日	令和8年11月13日（金）必着
選考方法	書類選考合格者に選考試験（適性試験、小論文作成、面接試験）を実施します。
選考試験日	令和8年11月28日（土）〔書類選考合格者〕
応募書類 送付先 問合せ先	〒631-0003　奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1 学校法人奈良学園　総務部人事課　事務職員採用係 Tel 0742-93-5105

別　紙

◎ 事務職員採用選考試験応募者への確認事項について

・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下段参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。